

○海部地区急病診療所組合運営協議会規則

(昭和61年7月10日)
規則第5号

改正 平成8年10月4日 規則第1号 | 平成21年9月7日 規則第4号
平成19年8月23日 規則第6号 | 平成24年11月12日 規則第8号

(趣旨)

第1条 この規則は、海部地区急病診療所組合運営協議会（以下「協議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 協議会においては、次の事項について協議する。

- (1) 海部地区急病診療所の管理、運営及び医療に関する事項
- (2) その他必要と認める事項

(組織)

第3条 協議会は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- (1) 海部地区急病診療所組合（以下「組合」という。）の管理者及び副管理者
- (2) 組合の議会の議長
- (3) 海部医師会を代表する者3人
- (4) 海部歯科医師会を代表する者3人
- (5) 津島海部薬剤師会を代表する者3人

第4条 削除

(会長及び副会長)

第5条 協議会に、会長及び副会長を置く。

- 2 会長は、組合の管理者をもってあてる。
- 3 会長は、協議会の会務を掌理する。
- 4 会長に事故があるときは、第3条第4号の者のうちから副会長を互選し、その職務を代理する。

(協議会の会議)

第6条 協議会の会議は、会長が必要に応じ招集する。

- 2 協議会の会議においては、会長がその議長となる。

(関係者の出席)

第7条 協議会は、必要があると認めるときは、その会議に関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(庶務)

第8条 協議会の庶務は、組合の事務局において処理する。

(補則)

第9条 この規則に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、組合の管理者が定める。

附 則

この規則は、昭和62年4月1日から施行する。

附 則 (平成8年10月4日規則第1号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成19年8月23日規則第6号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成21年9月7日規則第4号)

この規則は、平成21年10月1日から施行する。

附 則 (平成24年11月12日規則第8号)

この規則は、公布の日から施行する。